

公益財団法人 日本ゴルフ協会 役・職員倫理規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「本会」という）の評議員、役員等、委員会委員及び職員等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、よって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条 (役・職員の範囲)

この規程において、役・職員とは、本会定款第10条に規定する評議員、同第21条に規定する理事・監事、同第28条に規定する名誉会長及び顧問、同第42条に規定する委員会委員、同第49条に規定する事務局長及び事務局職員をいう。

第3条 (役・職員の基本的責務)

役・職員は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行し、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

第4条 (役・職員の遵守事項)

1. 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントなどの行為を絶対に行ってはならない。
2. 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役・職員は、薬物の乱用、飲酒運転をしてはならない。
5. 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
6. 役・職員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引をしてはならない。
7. 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、社会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

第5条 (倫理委員会の設置)

1. この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

第6条 （調査・報告）

1. 役・職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、管理責任者（担当理事）は直ちに調査を行う。
2. 前項の調査の結果、この規程に違反する行為があったと認められる場合には、管理責任者は、その結果を倫理委員会委員長に報告しなければならない。

第7条 （役・職員が本規程に違反した場合の措置）

1. 役・職員がこの規程に違反する行為を行ったことが明らかな場合、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に本会定款第11条第1項、同第26条に基づく必要な措置をとるものとする。
2. 前項の事務局長及び事務局職員に関する対処は、本会就業規則の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

第8条 （その他）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第9条 （本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

第10条 （施行）

本規程は、平成25年7月1日から施行する。

【改定履歴】

平成25年6月4日制定